

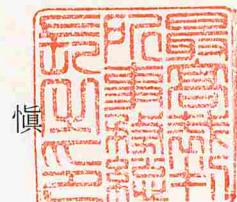
最高裁秘書第1688号

令和3年6月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

5月5日付け（同月7日受付、第030165号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

「家庭裁判所調査官執務必携」抜粋（片面で2枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

## (6) 家庭裁判所の医師及び看護師の職務について

[平成9年4月30日最高裁家三第165号]  
家庭裁判所長あて家庭局長通知

この度、平成9年3月28日付け最高裁人給B第4号人事局長、家庭局長通達「高等裁判所及び家庭裁判所の医師及び看護師の職務等について」(以下「新通達」という。)が発出されました。

新通達は、高等裁判所及び家庭裁判所の医師及び看護師について、その職務、任用、給与等に関して、これまで数次に分かれて発出されていた通達、通知等を一本化し併せて、その内容等を明確にしたもので、このうち、第1の2の(1)から(5)までに示された家庭裁判所の医師たる裁判所技官(以下「家裁医師」という。)及び家庭裁判所の看護師たる裁判所技官(以下「家裁看護師」という。)の職務の概要は別紙のとおりですので、参考までにお知らせします。

(別紙)

## 1 家事事件の審判又は調停に必要な医学的診断

家事事件においては、家裁医師は、家事審判規則第7条の6に基づき、事件の関係人の心身の状況について診断を行う。この診断は、審判又は調停の手続を進めるに当たって、事件の関係人の言動等から、精神的な障害が疑われたり、性格に著しい偏りが認められるような場合で、事件処理上必要と認められるときに行う医学的診断である。

家裁医師の診断は、家庭裁判所の命令に基づき、①審判又は調停の期日に出席して、②家庭裁判所調査官(以下「家裁調査官」という。)の調査に同席して、又は③家庭裁判所医務室等において事件の関係人に個別に面接して、それぞれ行われる。また、家裁医師は、診断の結果について、家庭裁判所に書面又は口頭で報告し、この報告には意見を付けることができる。さらに、家庭裁判所は、家裁医師が審判又は調停の期日に出席したときは、同期日において意見を述べさせることができる。

## 2 少年事件の審判に必要な医学的診断

少年事件における家裁医師の診断については、少年法等に明確な規定はない。しかし、少年法第9条によれば、少年事件における調査は医学その他の専門的知識を

## (6) 家庭裁判所の医師及び看護師の職務について

活用して行うこととなっており、また、家庭裁判所医務室の設置目的が、家庭事件の処理における医学的侧面からの科学的機能の充実にあることから、家裁医師は、事件処理上必要と認められる場合には、家事事件におけると同じように、少年及び保護者の心身の状況についての診断をすることができる。この診断は、非行の動機及び少年の性格又は行動傾向についての理解が困難なときや、非行が精神的な疾患に起因すると思われるときなどに、少年に対して行われる医学的診断である。また、要保護性を判断するに当たり重要な要素となり得る保護者の精神疾患が推測される場合等には、審判期日出席等の機会を活用して、当該保護者等を対象とした診断を行うこともできる。

少年事件における診断も、家庭裁判所の命令に基づいて行われる。また、家裁医師は、診断の結果について、家庭裁判所に書面又は口頭で報告し、この報告には意見を付けることができる。さらに、家庭裁判所は、家裁医師が審判期日に出席したときは、同期日において意見を述べさせることができる。

## 3 家庭裁判所調査官の事実の調査に対する科学技術的協力

家裁調査官は、当事者又は少年の言動等から精神的疾患等が疑われる場合に、事案の理解、今後の調査方法等について、家裁医師及び家裁看護師の助言を必要とすることがある。そのような場合に、家裁医師及び家裁看護師は、その専門的知識に基づいた助言を行うことによって、家裁調査官の事実の調査に対する科学技術的協力をを行う。

## 4 事件の関係人に対する応急の診療

家裁医師は、家庭裁判所に出頭した事件の関係人に対して一時的に応急の診療を行う。

また、家裁看護師は、保健師助産師看護師法第37条ただし書により、臨時応急の手当てについて、医師の指示等を待たずに独自に行うことができる。

## 5 その他医学的知識を必要とする職務

1から4までの職務に加え、その他医学的知識を必要とする職務の例として、次のようなものが挙げられる。

## (1) 事件処理における保健指導

家裁医師及び家裁看護師は、薬物に依存していると見られる少年、ぐるみ事件等の女子少年、家事事件の様々な疾患を有する高齢者等に対し、講習において、又は個別に保健指導を行うことができる。

## 5 通知等

### (2) 補導委託に付されている少年の健康管理

家庭裁判所は、家庭裁判所が登録している委託先において試験観察に付されている補導委託中の少年の健康管理について、補導受託者と共に常に留意しなければならない。

そこで、家庭裁判所は、家裁医師及び家裁看護師に、委託先において必要な救急医薬品、近隣の医療機関との連絡態勢、少年の健康状態に関する補導受託者からの相談その他健康管理上の配慮等について適切な措置を探らせることができる。

### (3) 家庭事件の科学的処理についての研究

医学の技術は日進月歩しており、家庭事件の処理においても、最新の精神医学等の理論、技法等の導入を欠かすことはできない。そこで、家裁医師及び家裁看護師は、家庭事件における医学的診断に必要な新しい医学的知識、技法等について関心を持ち、日ごろからこれらについての研究を行う。

### (4) 職員の健康管理事務及び裁判所共済組合が開設する診療施設における診療業務

家裁医師及び家裁看護師は、職員の健康管理事務を行うとともに、裁判所共済組合が開設する診療施設においては、その診療業務を行う。

※ 便宜上、平成14年2月21日付け最高裁家三第50号家庭局長通知による読み替えを反映させたものである。